

桑名市公共施設等照明設備LED化事業にかかる 公募型プロポーザル実施要領（第2回）

1 事業の目的

本事業は令和9年末に予定される蛍光灯の生産終了を見据え、公共施設からの二酸化炭素排出量削減による低炭素社会の実現及び経費縮減による財政負担の軽減を図ることを目的として、事業者が既存の公共施設の照明をLED照明に更新して、市に賃貸する賃貸借方式によるものとする。

2 事業概要

（1）事業名

桑名市公共施設等照明設備LED化事業

（2）対象施設

「別紙1 対象施設等一覧」（以下「対象施設等一覧」という。）のとおりに
※桑名市（以下、「本市」という）の都合により、対象施設の増減及び賃貸借開始年度等の変更を行う可能性があるため留意すること。

（3）照明器具の種別及び数量

「既設照明・提案照明一覧表（様式7）」のとおりに
※契約相手先候補者決定後の現地調査の結果等により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

（4）賃貸借期間

令和9年3月より、順次10年間（120か月）の賃貸借を開始するものとし、全ての対象施設の賃貸借を令和11年3月1日までには開始することとする。
本事業で賃貸借した照明器具については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。
なお、各施設の施工及び賃貸借開始のスケジュールについては、事業者提案及び本市との協議により決定することとする。

（5）提案限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ア 全対象施設等の賃貸借料の総額

2,183,494,013 円

イ 賃貸借開始時期（予定）が令和8年度の施設の賃貸借料の合計金額

276,608,844 円

賃貸借開始時期（予定）については、対象施設等一覧を参照すること。

なお、消費税及び地方消費税の税率については、現行の標準税率（10%）で計算するものとする。契約期間中に税制度の変更があった場合及び昨今の状況を踏まえ、事業者の責めに帰すことができない事由による資機材等の価格高騰や納期の大幅な遅延といった供給状況の変化が生じた場合については、別表2「予測されるリスクと責任分担」に基づき、本市との協議の上、都度対応を決定する。

（6）業務内容

「別紙2 桑名市公共施設等照明設備LED化事業賃貸借仕様書（第2回）」（以下「賃貸借仕様書」という。）のとおりに

3 参加形態

本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、リース役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルの参加申込時に全構成員を明らかにすること。

なお、グループの場合であっても、本市との賃貸借契約はリース事業者が受注者となっていくものとする。

（１）構成員の役割ごとの分担業務

- ア リース役割 照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続
- イ 調査設計役割 調査・設計業務
- ウ 施工役割 照明器具の更新工事に係る全ての業務
- エ その他の役割 上記アからウ以外の本事業に必要とされる業務

（２）補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く。）の下請となる事業者は含まない。
- イ グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。
- ウ 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。

4 参加資格要件

（１）応募者（構成員含む。）は次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ア 桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者（登録申請中の者も含む）であること。ただし、公募型プロポーザル方式により契約相手先候補者となった時点で速やかに名簿登録できる者については、この限りでない。
- イ 調査設計役割は、同種事業（調査設計を含む LED リース事業）における調査設計役割での実績を過去 10 年以内に有する者であること。
- ウ 施工役割は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく電気工事業の建設業許可を有している者であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、申立てをした者であっても更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定を受けた者を除く。
- カ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は特別清算開始の申立てをしていない者、若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者であること。ただし、破産手続開始の申立てをした者であっても、復権した者又は復権の決定を受けた者を除く。
- キ 手形交換所により取引停止処分を受けるなど、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ク 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ケ 桑名市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 21 年 11 月 16 日告示第 206 号）の別表第 1 に該当しない者であること。
- コ 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成 18 年桑名市告示第 159 号）

に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

サ 事業者の選定に係る審査のために委嘱された選定委員会委員と、資本金又は人事面において関連のない者であること。

5 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する一切の費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い

原則として提出書類は返却しない。

また、本市は本事業以外の目的で提出書類を使用しない。

(3) 著作権

提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし契約相手先候補者として選定された応募者の企画提案書類については、事業（業務）の目的を達成するために必要な場合に限り、市は無償で使用する事ができる。

(4) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された書類に対して情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、応募者の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、この限りでない。

なお、契約相手先候補者本件事業者の選定前において、当該選定に影響が出る恐れがある情報は、選定後の開示とする。

(5) 特許権等の使用

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料又は維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(6) 本市が提供する資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(7) 複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(8) 複数応募の禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(9) 構成員の変更の禁止

参加申込書提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、本市が認めたときはこの限りでない。

(10) 提出書類の変更の禁止

提出された提案書等は差し替え及び再提出することはできない。ただし、提出期限内での誤字等の軽微な修正はこの限りでない。

6 事業スケジュール

8月3日（月）	実施要領等の交付開始
8月10日（月）	質問受付期限
8月17日（月）	質問回答日
8月21日（金）	参加申込書等提出期限
8月27日（木）	参加資格確認結果の通知

- 9 月 10 日（木） 提案書等提出期限
 - 9 月 24 日（木） プレゼンテーション及びヒアリング審査
 - 10 月 1 日（木） 契約相手先候補者の決定、選考結果の通知
 - 10 月中旬 協定書締結
 - 10 月中旬～11 月 契約相手先候補者による現地調査（令和 8 年 12 月
契約締結予定分）
 - 12 月上旬 契約内容について協議（令和 8 年 12 月契約締結予定分）
 - 12 月下旬 契約締結（令和 8 年 12 月契約締結予定分）
- 電話連絡や原本の提出が必要となるものは、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（期間中の土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）に行うものとする。
- ※ 上記選定日程は予定であり、変更する場合がある

7 実施要領等の交付

- （1）交付場所
本市ホームページに掲載
- （2）交付内容
 - ア 公募型プロポーザル実施要領
 - イ 公募型プロポーザル評価基準
 - ウ 賃貸借仕様書
 - エ 対象施設等一覧
 - オ 提出様式

8 質問の受付及び回答

- （1）提出期限
令和 8 年 8 月 10 日（月）午後 1 時【必着】
- （2）提出方法
以下の質問書提出フォームから提出すること。
<https://logoform.jp/form/XAEm/1483047>
- （3）提出書類
質問書（様式 1）（※押印不要）
- （4）質問への回答方法
令和 8 年 8 月 17 日（月）午後 5 時までに本市ホームページで随時公開予定。
なお、回答書に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付ける。
※質問者の名称は非公表とする。
※賃貸借仕様書の補足等が掲載されることもあるため、質問及び回答については、参加申込書等の提出前に必ず確認すること。
- （5）本事業に係る説明会は開催しない。

9 参加申込書等の提出

- （1）提出期限
令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 1 時【必着】
- （2）提出方法
以下の参加申込書提出フォームから提出すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/1482827>

(3) 提出書類

- ア 参加申込書（様式2）（※押印不要）
グループの場合は、代表企業名にて提出すること。
- イ グループ構成表（様式3）
応募者の構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
また、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の写しを添付すること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業の建設業許可証明書等の写し

入札参加資格者名簿に未登録の者は、次に掲げる書類（申請日において、発行日より6か月以内のものとする。）も併せて提出すること。

- エ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）【コピー可】
- オ 印鑑（登録）証明書【コピー可】
- カ 納税証明書「その3の3」（国税）（直近1年分）【コピー可】
- キ 納税証明書（県税）（直近1年分）【コピー可】
- ク 納税証明書（市税）（直近1年分）【コピー可】

10 参加資格確認結果の通知

(1) 通知日

令和8年8月27日（木）（予定）

(2) 通知方法

参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

11 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年9月10日（木）午後1時【必着】

(2) 提出方法

大容量ファイル転送サービス等を利用し「18 問い合わせ先」のメールアドレスに送信し、必ず電話連絡を入れること。

(3) 提出書類

本事業への応募者は、「賃貸借仕様書」及び別表1「評価基準」を参考に、次に掲げる書類で構成し、それぞれの項目ごとに以下ア～セの順に並べて企画提案書を提出すること。

提出は社名等全て記載した正本1部、社名や所在地等参加者が特定できる情報が記載されていない副本1部とする。正本および副本は原則 PDF 形式にて提出すること。

但し、「既設照明・提案照明一覧表（様式7）」については、正副ともエクセルデータで提出すること。この様式7のエクセルデータについては以下のア～セの順に並べる必要はありません。

本実施要領「12 提案書の作成方法」に掲げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載した上で、提出すること。

契約相手先候補者となった際には、提案書一式（正本1部）について紙で提出

すること。

- ア 提案書提出届（様式 4）
グループの場合は、代表企業名にて提出すること。
- イ 関連事業実績一覧表（様式 5）
- ウ イに係る実績が分かる書類（契約書等）の写し
- エ 提案の概要（様式 6）
- オ 既設照明・提案照明一覧表（様式 7）
- カ 主な使用器材提案書（様式 8）
- キ 削減効果一覧表（様式 9）
- ク 見積書（様式 10）
- ケ 工程計画書（様式 11）
- コ 施工等計画書（様式 12）
- サ 維持管理等提案書（維持管理計画書）（様式 13）
- シ 台帳管理システム提案書（様式 14）
- ス 契約終了時の引継ぎ対応（様式 15）
- セ その他の提案（任意様式）

1 2 提案書の作成方法

（1）規格

- ア 提案書の用紙の規格は、日本産業規格 A 4 縦版とすること。なお、図表等で A 3 版を使用する場合は、A 4 版に織り込むことも可能とする。
- イ A 3 版を使用する場合は、片面につき A 4 縦版 2 ページ分と換算すること。
- ウ 提案書は文字フォント 11pt 以上の片面印刷とし、チャート、イラスト、図表等の使用や着色は自由とする。

（2）記載内容

企画提案には、賃貸借仕様書や審査基準の内容を踏まえ、以下の内容を示すこと。

- ア 提案の概要（様式 6）
提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。
- イ 既設照明・提案照明一覧表（様式 7）
様式 7 のエクセルデータについては「リスト(公共施設)」「リスト (街路灯)」「電灯料金(中部)」の計 3 つのシートがあります。リスト(公共施設)」シート内には、「提案 LED 照明」列に必要事項を記載すること。
「リスト (街路灯)」シートは、既存照明の情報を記載しております。「リスト (街路灯)」シートの記載情報及び「電灯料金(中部)」の情報をもとに、削減効果一覧表（様式 9）及び見積書（様式 10）の値を算出すること。
公共施設と街路灯の合計値をもとに削減効果一覧表(様式 9) 及び見積書(様式 10) を作成してください。
原則図面等の情報をもとに、既存照明情報を記載していますので、現地調査の結果により変更になる可能性があります。

- ウ 主な使用器材提案書（様式 8）

「既設照明・提案照明一覧表（様式 7）」に記載した照明のうち、公共施設及び街路灯等の主な照明設備についてどのような基準で照明器具を選定するか記載すること。

また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。

エ 削減効果一覧表（様式 9）

光熱費の削減効果及び CO2 排出量の削減効果については、次の換算値で行い、「既設照明・提案照明一覧表（様式 7）」公共施設及び街路灯の値と整合させること。

電気（低圧・高圧）料金の削減効果 31 円／kWh

CO2 排出量の削減効果 0.000411t-CO2／kWh

オ 見積書（様式 10）

施設ごとの金額及び照明器具ごとの単価（機器費、更新工事費及び諸経費等を含む。）が分かる内訳明細書を添付すること。ただし、大規模な仮設足場等で照明器具の単価として加算することがふさわしくないものについては、別項目で計上するものとする

「既設照明・提案照明一覧表（様式 7）」に記載した金額と賃借料を一致させること。

カ 工程計画書（様式 11）

令和 8 年度から令和 10 年度までの各年度における現地調査、詳細協議、契約の締結、更新工事、及び賃貸借の開始等の一連の工程表を記載すること。

キ 施工等計画書（様式 12）

施工等計画書について次の内容を記載すること。

(ア) 対象施設等一覧に示した施設又は用途ごとに、施工方法や作業期間等について配慮又は工夫する点

(イ) 施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法、及び基準値等

(ウ) 近隣への配慮

(エ) 廃棄物の運搬・処理・分別・再利用計画

(オ) 調査設計・施工における市内事業者の活用

ク 維持管理等提案書（維持管理計画書）（様式 13）

(ア) 設備不備（不点灯など）の受付方法（規模・体制・継続性など）

(イ) 設備不備（不点灯など）を受けてからの初動までに要する期間

(ウ) 施工指示から完了報告までの組織体制及び手続き

(エ) 災害等緊急時の連絡体制及び復旧体制

(オ) 保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等

※消防施設及び立体駐車場は 24 時間稼働のため、保証期間は 5 年とする。

そのため、5 年経過後の保守については各施設所管課で行う。

ケ 台帳管理システム提案書（様式 14）

街路灯の LED 化状況および保守管理状況の管理を目的としたシステムについて、自治体へ納品した実績、システムの機能、保守管理方法、LED の賃貸借終了後の取り扱い等記載すること。

コ その他の提案

アからキまでの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。

例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加、温室効果ガス削減効果の検証、LED 化に関する J クレジットの創出等

1 3 選定方法

(1) 選定委員会の設置

本事業を実施する実施事業者を選定するため、桑名市公共施設等照明設備LED化事業にかかる桑名市プロポーザル（第2回）選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 選定委員会の構成

選定委員会は5名の委員による構成とする。

(3) 選定委員会の開催日

令和8年9月24日（木）（予定）

※開催方法等の詳細については、参加資格確認結果の通知に記載します。

※応募状況により、上記以外の日程で審査会を開催する場合があります。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 1者につき、40分（準備時間5分、プレゼンテーション20分、ヒアリング15分）とする。プレゼンテーションは副本を使用し、社名は非公表で発表とする。なお、本業務の責任者は必ず出席すること。説明者は本事業に主に携わる予定の担当者とする。

イ プレゼンテーション使用機器等

プレゼンテーション時に使用するモニター、HDMIコードは本市で準備する。

ウ 選定に係る留意事項

- ・審査会は非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

エ 書類審査においては、プレゼンテーション及びヒアリング審査時に行うこととする。

(5) 選定手続

ア 別表1「評価基準」に基づいて審査委員が採点を行い、各選定委員の採点の合計で契約相手先候補者評価順位を決定する。

（各委員200点、合計1,000点）

イ 合計評価点が、満点の6割に満たない場合は、本事業選定の対象外とする。

ウ 第1順位の合計点が同点の場合は、出席委員との協議により第1位順位を決定する

エ 参加者が1者のみの場合であっても、上記のとおり桑名市プロポーザル選定委員会で審査を行い、最低基準点を満たした場合に限り、契約相手先候補者として選定する。

1 4 選考結果の通知及び公表

(1) 通知日

令和8年10月1日（木）（予定）

(2) 通知方法

参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(3) 選考結果の公表

選考結果通知後に本市ホームページで公開する。

1 5 契約に関する事項

(1) 現地調査及び詳細協議

ア 契約相手先候補者は、令和8年度から令和10年度までの契約グループごとに、契約対象となる施設について現地調査を行った上で、本市が指定する方式により改めて見積書を提出すること。その際には施設毎のリース費用が明示されている内訳表を作成し提出すること。また、消費税額等についても明示すること。

また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。

イ 公募時に提供する「既設照明・提案照明一覧表（様式7）」は、施設の現況と一致する内容ではないことから、必ず詳細現地調査を実施すること。

ウ 詳細現地調査後に、調査結果の内容と公募時の提供資料の内容に留意すべき違いがあった場合や、仮設等が追加となる場合は、本市と協議を行うこと。

エ 道路灯・公園灯の現地調査において、照度の増減が近隣住民に影響を及ぼす可能性のある場所については、交換前に事前に本市と調整すること。

(2) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

なお、本市と契約相手先候補者の協議の結果、契約に至らなかった場合は、同様に次点交渉権者と協議を行うものとする。

(3) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市（発注者）及びリース事業者（受注者）

イ 締結時期

令和8年度	令和8年12月（予定）	…契約①
	令和9年2月（予定）	…契約②
令和9年度	令和9年7月（予定）	…契約③
	令和9年11月（予定）	…契約④
令和10年度	令和10年4月（予定）	…契約⑤
	令和10年8月（予定）	…契約⑥

ウ 契約の概要

提案書及び賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

エ 契約金額

契約金額は原則提案書等で提示された金額を上限とし、上限を超える場合は、協議により決定する。

(4) 事業実施におけるリスク分担

本市と事業者の責任分担は、原則として別表2「予測されるリスクと責任分担」によることとする。なお、別表2に該当しない事項が発生した場合は、別途協議を行うものとする。

1.6 失格要件

次の要件に一つでも該当する場合は、失格となる。

(1) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合

- イ 指定する様式及び記載上の留意事項等に示す条件に適合しない場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 虚偽の内容が記載されている場合
- オ 見積書に記載された金額が提案限度額を超えている場合
- (2) 契約内容の協議に応じなかった場合
- (3) この要領に定める手続き以外の手法により、委員又は関係者に対して援助を直接又は間接に求めた場合
- (4) 提案に際して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をした場合
- (5) 「4 参加資格要件」に定める資格を失った場合
- (6) 契約相手先候補者の都合により、契約内容について提案内容から著しい変更が必要となった場合
- (7) その他不正な行為があった場合

17 その他

- (1) 本プロポーザルの選定委員会委員及びその家族が実質的に関係する組織に所属する者は、本プロポーザルに参加できない。
- (2) 本市は契約相手先候補者決定後、契約内容について契約相手先候補者の提案に拘束を受けないものとする。
- (3) 参加申込書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式16）を提出すること。

18 問合せ先

〒511-8601
三重県桑名市中央町二丁目37番地
桑名市役所 グリーン資産創造課
電 話 0594-24-1229（直通）
FAX 0594-24-6312
電子メール greenm@city.kuwana.lg.jp